

岩手県告示第 404 号

岩手県保健所使用料等条例の規定による手数料、使用料及び治療料の額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県保健所使用料等条例の規定による手数料、使用料及び治療料の額（昭和 51 年岩手県告示第 485 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正前	改正後
<p>1 衛生上の試験検査その他の業務で特に費用を要するもの</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 血清検査、細菌検査、臨床病理検査、機能検査等 <u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第 54 号。以下「算定方法」という。）別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）により算定した額の 8 割に相当する額。この場合において、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療の給付を受けることができる者（以下「老人保健法適用者」という。）に係る使用料の額は、同法の規定により定められた医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 72 号。以下「算定基準」という。）別表第 1 老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科点数表」という。）に定めのあるものについては、老人医科点数表により算定した額の 8 割に相当する額とする。ただし、次に掲げる検査にあつては、それぞれに定めるところによる。</u></p> <p>ア 集団による学生、生徒、児童又は未就学児の寄生虫卵検査及び防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査 <u>医科点数表（老人保健法適用者にあつては、老人医科点数表。以下同じ。）により算定した額の 4 割に相当する額</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>1 衛生上の試験検査その他の業務で特に費用を要するもの</p> <p>[略] [略]</p> <p>(2) 血清検査、細菌検査、臨床病理検査、機能検査等 <u>診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）により算定した額の 8 割に相当する額。ただし、次に掲げる検査にあつては、それぞれに定めるところによる。</u></p> <p>ア 集団による学生、生徒、児童又は未就学児の寄生虫卵検査及び防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査 <u>医科点数表により算定した額の 4 割に相当する額</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p>

2 [略]

3 歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病に対する治療で特に費用を要するもの

歯科疾患 算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（老人保健法適用者にあつては、算定基準別表第2 老人歯科診療報酬点数表。以下「歯科点数表」という。）により算定した額の8割に相当する額。ただし、小学校児童、中学校生徒又は未就学児について、集団的にアマルガム充てん及びこれに附随する処置並びに乳歯抜歯を行う場合は、歯科点数表により算定した額（初診料を除く。）の5割に相当する額

4～6 [略]

備考 [略]

2 [略]

3 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病に対する治療で特に費用を要するもの

歯科疾患 算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）により算定した額の8割に相当する額。ただし、小学校児童、中学校生徒又は未就学児について、集団的にアマルガム充てん及びこれに附随する処置並びに乳歯抜歯を行う場合は、歯科点数表により算定した額（初診料を除く。）の5割に相当する額

4～6 [略]

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。